

生物多様性をめぐる最近の動向について

平成20年10月21日

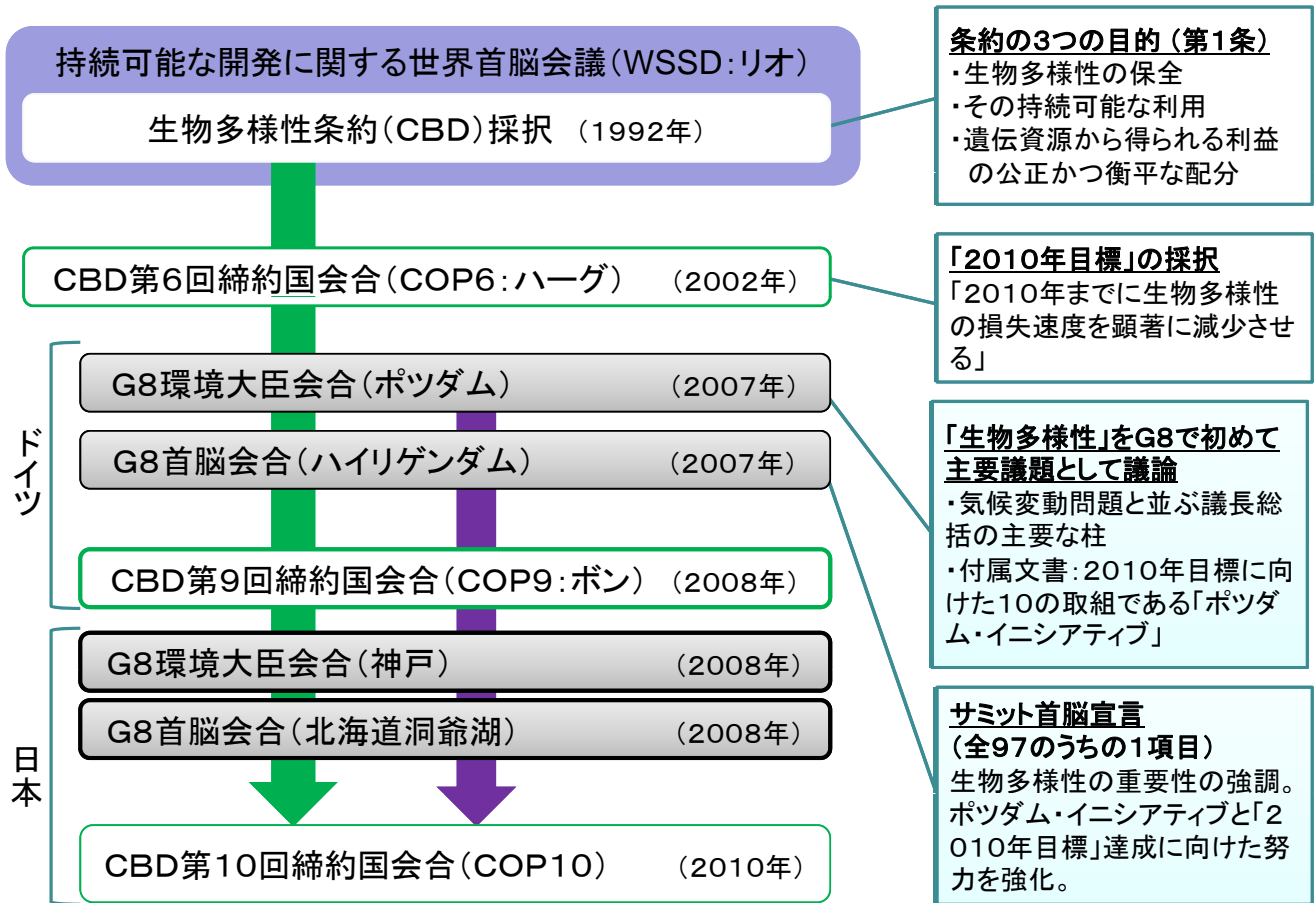
自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室

生物多様性をめぐる最近の動き

○生物多様性条約COP9・G8の開催、生物多様性基本法の成立など国内外で大きな動きがあった

- ・ 5月19日～30日：生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）
- ・ 5月24日～26日：G8環境大臣会合・神戸
- ・ 5月28日：生物多様性基本法成立
- ・ 5月30日：COP9にて、COP10の名古屋開催決定
- ・ 6月6日：生物多様性基本法公布・施行
- ・ 7月7日～9日：G8首脳会合・洞爺湖
- ・ 9月13日：エコアジア2008・名古屋

生物多様性に関する国際的な議論の経緯



生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)



📅 **日程:** 2008年5月19~30日
 (並行して28~30日に閣僚級会合を開催)

📍 **場所:** ドイツ・ボン

👥 **参加者:** 約170カ国の締約国及び関連機関、NGO等約7000人以上

■ 2010年目標の達成に向け、各課題の進捗状況及び今後の取組強化の方向性について議論。

※2010年目標:「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標(COP6で採択)

■ **主要な成果**

- ・2010年目標を含む条約戦略計画の見直しプロセス
- ・ABSに関する国際的枠組みの2010年までの作成プロセス
- ・農業と生物多様性(バイオ燃料を含む)
- ・海洋と生物多様性
- ・気候変動と生物多様性 など

■ COP10の開催場所等の決定
 全体会合で2010年に愛知県名古屋市で開催されることが満場一致で決定

【第10回締約国会議(COP10)の日本開催】

- 2010年は、「2010年目標」の目標年であり、国連が定める「国際生物多様性年」でもある重要な節目の年
- 期間: 2010年10月19日～29日(閣僚級会合 27日～29日)
- 場所: 愛知県名古屋市 名古屋国際会議場

■ COP10の大きなテーマ

- ・2010年目標の評価と2010年以降の次期目標の採択
- ・ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する国際的枠組みの検討完了
- ・森林の生物多様性、農業と生物多様性(バイオ燃料)、生物多様性と気候変動、海洋の生物多様性 等

2008年
5月24日～26日

G8環境大臣会合・神戸



「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」

- ・生物多様性は、我々の生命と世界の経済開発の不可欠な基礎であること
- ・2010年目標達成のためには今まで以上の努力が必要であること
- ・生物多様性条約の3つの目的を支持すること などを再確認



1. 2010年目標の達成とフォローアップ行動

生物多様性国家戦略策定・実施、GBO3作成、対話プロセスの開始

2. 生物多様性の持続可能な利用

SATOYAMAイニシアティブ、違法伐採、REDD

3. 生物多様性と保護地域

重要生態系ネットワーク、国際サンゴ礁年

4. 民間参画

様々な主体の対話の場、生物多様性の主流化、CSR

5. 生物多様性のモニタリングのための科学の強化

気候変動の影響も含めた生物多様性のモニタリング



「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の 実施のための日本の取組

1. SATOYAMAイニシアティブ

- ・日本の里山のような自然と調和した社会に関する 伝統的、地域的な知恵や事例の収集、提供
- ・国際ワークショップや専門家会合の開催



2. 東アジア・サンゴ礁海洋保護区ネットワーク

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組におけるサンゴ礁海洋保護区ネットワーク形成
- ・「国際サンゴ礁海洋保護区ネットワーク会議」の開催



3. 神戸生物多様性対話

- ・「神戸生物多様性対話」の開催
- 政府、ビジネス、NGO、研究者、国際機関を含む、様々な利害関係者間の情報交換、対話、議論、協力を促進

4. 地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーキング・イニシアティブ

- ・気候変動の影響を含む生物多様性のモニタリングにおける国際的な協力
- ・全球地球観測システム(GEOSS)や長期生態学研究ネットワーク(ILTER)等、既存の活動の強化

2008年
7月7日～9日

G8北海道洞爺湖サミット首脳文書

環境・気候変動



<生物多様性> (概要)

- ・生物多様性の保全と持続可能な利用の決定的な重要性を認識し、生物多様性の脆弱性についての懸念を共有。
- ・「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」を支持。
- ・温室効果ガス排出量の削減と生物多様性の保全及び持続可能な利用の両者が資するような手法(コベネフィットアプローチ)を推進。
- ・研究活動と国民、政策立案者の間の交流を向上させることの重要性に留意。

2008年
9月13日

第16回アジア・太平洋環境会議 (エコアジア2008)

- 名古屋国際会議場(生物多様性条約COP10会場予定地)で開催
- アジア太平洋地域11か国(日本を含む)、生物多様性条約事務局、国連環境計画(UNEP)等の国際機関(16機関)の代表等が出席
- 「生物多様性」をテーマに、「生物多様性ー2010年への道程」及び「生物多様性のための具体的な取組」に関して、アジア太平洋地域がとるべきスタンス、協力のあり方等について議論
- 「生物多様性国家戦略の重要性」「SATOYAMAイニシアティブの推進」「生物多様性に対する認識の社会における主流化」などを議長サマリーとして取りまとめ。COP10に向けて当該地域の共通認識醸成に寄与

アジア・太平洋環境会議(エコアジア)とは？

- ・本地域における環境協力を推進し、持続可能な開発の実現に貢献することを目的
- ・日本の環境省が主催するアジア太平洋地域の非公式環境大臣会合
- ・環境担当大臣を含む政府関係者、国際機関、民間団体、学識経験者等が個人の立場で参加
- ・1991年に第1回を東京で開催のち、ほぼ毎年日本で開催

生物多様性基本法

- ・生物多様性に対する国内外での関心の高まり
(生物多様性条約第9回締約国会議(COP9ドイツ)、G8サミット(日本))
- ・2010年名古屋市開催のCOP10に向けてイニシアティブを発揮する必要性

➡ 生物多様性施策の一層の推進のための基本的な法制度の整備
【議員立法:平成20年5月28日成立、6月6日公布・施行】

環境基本法 (環境基本計画)

生物多様性基本法 (生物多様性国家戦略)

- ✓国土利用計画法
 - ✓種の保存法
 - ✓外来生物法
 - ✓自然再生法
 - ✓食料・農業・農村基本法
 - ✓河川法
- など

循環型社会形成推進基本法 (循環型社会形成推進基本計画)

- ✓廃棄物処理法
 - ✓資源有効利用促進法
 - ✓容器包装リサイクル法
 - ✓家電リサイクル法
 - ✓食品リサイクル法
 - ✓自動車リサイクル法
- など

生物多様性基本法の概要 1/2

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用



- 保全や利用に際しての考え方
- ③予防的順応的取組方法
 - ④長期的な観点
 - ⑤温暖化対策との連携

生物多様性基本法の概要 2/2

責 務

国の責務、地方公共団体の責務 : 基本原則にのっとりた施策の実施等
事業者の責務、国民及び民間団体の責務 : 基本原則にのっとりた活動等に努める

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定
地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的連携の確保及び国際協力の推進